

〔論文〕

給与所得に対する源泉徴収税の課題

菊 谷 正 人

目 次

I 開 題

II 給与所得に対する源泉徴収税の沿革

1. 明治20年の所得税法創設と明治32年の所得税法改正（源泉賦課の新設）
2. 昭和15年の所得税法改正（給与所得に対する源泉賦課の創設）
3. 昭和22年の所得税法改正（申告納税制度と源泉徴収・年末調整の導入）
4. 昭和25年の所得税法改正（「シャープ勧告」による源泉徴収制度の評価）

III 現行制度における源泉徴収の特徴と給与所得の範囲・計算

1. 源泉徴収義務者の徴収義務と年末調整義務
2. 給与所得の意義・範囲
3. 給与所得金額の計算
 - (1) 確定申告者の範囲と給与所得金額の計算
 - (2) 確定申告不要者の源泉徴収と年末調整

IV 給与所得の源泉徴収・年末調整における課題

1. 源泉徴収制度における問題点
 - (1) 源泉徴収義務者（給与支払者）側における問題
 - (2) 納税義務者（給与所得者）側における問題
2. 年末調整制度における問題点
 - (1) 源泉徴収義務者（給与支払者）側における問題
 - (2) 納税義務者（給与所得者）側における問題

V 結論的提言

1. 選択的確定申告制度（源泉徴収・年末無調整制度）の導入
 - (1) 確定申告又は年末調整の選択
 - (2) 確定申告の促進策
 - (3) 年末調整交付金の支給
2. 租税教育の義務教育化と税法条文の平明化
 - (1) 租税教育の義務教育化
 - (2) 税法条文の平明化

I 開 題

国税庁が発表した『令和5年分民間給与実態統計調査』によると、令和5年（2023年）12月31日現在の給与所得者数は6,068万人（1年を通じて勤務した者は5,076万人）である。給与所得者のうち、4,382万人が源泉徴収により所得税を納税しており、その割合は86.3%に上る。

財務省公表の『令和5年度租税及び印紙収入決算額調』に基づいて、国税の税目別税収割合を示すと、所得税（約22兆530億円）は国全体の税収（約72兆761億円）の30.6%を占め

ており、法人税（約15兆8,606億円）の22%、消費税（約23兆923億円）の32%とともに、国の基幹税となっている。所得税のうち、申告納税の所得税は4兆514億円であり、国税収入全体のわずか5.6%に過ぎないのに対し、源泉所得税は約18兆15億円であり、所得税全体の81.6%、国税収入全体の25%となり、国税に占める割合は法人税を上回っている。

本稿では、わが国において国税収入の4分の1を占めるに至っている源泉所得税について、所得税法における「源泉徴収制度」の創設・改正経緯を概観した上で、所得税の範囲・特徴、

昭和22年(1947年)に創設された「申告納税制度」に伴い導入された「年末調整制度」を検討・解析し、その問題点を理論的・制度的側面から総合的に指摘する。それとともに、提言的結論として「給与所得に対する源泉徴収制度」に対する抜本的改革案を開陳する。

II 給与所得に対する源泉徴収税の沿革

1. 明治20年の所得税法創設と明治32年の所得税法改正(源泉賦課の新設)

明治20年(1887年)3月23日に「所得税法」(明治20年勅令第5号)が公布され、課税単位(unit of taxation)として同居家族の所得をすべて戸主(家長)の所得に合算する「家族単位課税」が採用されている。所得税の納税義務者は年間300円以上の高額所得者に限定され、所得税の課税標準には、5段階(1%、1.5%、2%、2.5%、3%)の単純累進税率による総合課税が行われた⁽¹⁾。

明治32年(1899年)に全面的に改正された「所得税法」(明治32年法律第17号)は、法人の課税を新規に追加し、所得税を第一種・第二種・第三種に三分類している。第一種所得には法人の所得、第二種所得に公債・社債の利子、第三種所得に従来の個人所得に対する課税が行われている⁽²⁾。

第一種所得の税率は2.5%、第二種所得には2%の単一税率とするが、第三種の個人所得には、300円以上の所得に1%、10万円以上の所得に5.5%までの12段階の単純累進税率に変更された⁽³⁾。

明治32年の所得税法改正時には、法人課税・居住地課税の新設、分類所得税制等の諸制度のほかに、源泉徴収制度も導入され、その後における所得課税の根幹的制度が採択されている⁽⁴⁾。

納付税額をもっぱら税務署長又は税関長の処分により確定する「賦課課税制度」(official assessment system)が当時の所得税には採用されていたために、「源泉賦課」と呼ばれている。

源泉賦課制度は、第二種所得である「公債・社債の利子」を対象にして始まった。公債・債

の利子(第二種所得)に対して、低い比例税率(2%)による源泉分離課税が開始されたのに伴い、「法人擬制説」(fictional theory of corporation)に基づいて法人からの配当及び賞与には非課税措置が講じられている⁽⁵⁾。

大正2年(1913年)の所得税法改正時には、第三種所得の個人所得に対しては単純累進税率から超過累進税率(2.5%~22%)に変更され、免税点も300円から400円に引き上げられた。「給与所得」の前身となる「勤労所得」に対して一定の控除(当初、収入金額の10%)が容認されている。「勤労所得」は、他の所得より担税力が低いと考えられたために、所得税制度に初めて社会政策的配慮が講じられた⁽⁶⁾。

明治32年の所得税法改正時に、「法人擬制説」に基づいて受取配当金に対して非課税措置が採用されたが、大正9年(1920年)の所得税法改正では、税収を増やすために「法人実在説」(real entity theory of corporation)に変更され、受取配当金は課税対象となった。ただし、昭和25年(1950年)に改正された「所得税法」(昭和22年法律第27号)は、「法人擬制説」を復活させ、現在に至っている。

2. 昭和15年の所得税法改正(給与所得に対する源泉賦課の創設)

昭和15年(1940年)には、租税負担の均衡化、経済政策との調和、税収入の弾索性及び税制の簡素化を目標にして国税・地方税の全般にわたって大幅な改正が行われ、「所得税法」(昭和15年法律第24号)は、分類所得税制と総合所得税制を併用する制度を導入した。法人に対して、従来の第一種所得(法人の所得)と法人資本税を統合して「法人税」という新規税目が新設され、これに伴い、「所得税法」から独立して「法人税法」(昭和15年法律第25号)が創設・公布された⁽⁷⁾。

「分類所得税制」とは、所得の源泉・性質に応じて所得をいくつかの種類に分類し、各種類の所得ごとに個別の計算方法によって課税する方式であり、「総合所得税制」とは、課税対象となる所得をすべて合算した上で、それに税率を適用する方式である。

昭和15年の所得税法改正時には、「所得税法」から法人の所得が分離された結果、「所得税法」における所得税は個人の所得に限定されることになり、分類所得税制における所得は、「不動産所得」、「配当利子所得」、「事業所得」、「勤労所得」、「山林所得」及び「退職所得」の6種類に分類されている。それぞれに異なる基礎控除又は免税点が設けられ、異なる比例税率（山林所得と退職所得には累進税率）が適用された。たとえば、不動産所得と配当利子所得の税率（10%）よりも事業所得の税率（8.5%又は7.5%）を低くし、事業所得の税率よりも勤労所得の税率（6%）を低くしている⁽⁸⁾。

さらに、合計所得額が5,000円を超える部分については、10%から65%の超過累進税率を適用する「総合所得税制」が採用されている。金子宏も指摘したように、昭和15年の所得税法改正は、わが国における所得税の近代化・公平化を図るものであった⁽⁹⁾。

このように、昭和15年の所得税法改正時には、分類所得税と総合所得税の二本建課税制度が採用されたが、「勤労所得」に対しては、給与の支払いのつど所得税を天引きする「源泉徴収制度」が導入されている⁽¹⁰⁾。

「勤労所得」に対して初めて「源泉賦課制度」が導入されたが、「所得税法」（昭和15年法律第24号）第72条は、「源泉賦課制度」について次のように規定していた。

「甲種ノ配当利子所得、甲種ノ勤労所得又ハ甲種ノ退職所得ニ対スル分類所得税ハ支払者支払ノ際之ヲ徴収シ翌月10日迄ニ政府ニ納付スベシ」

ここに「甲種ノ勤労所得」とは、税法施行地において支払いを受ける俸給、給与、歳費、費用弁償、年金、恩給及び賞与並びにこれらの性質を有する給与をいい、源泉賦課される俸給等であり、「甲種ノ勤労所得」に属さない俸給等である「乙種ノ勤労所得」とは区別されている。課税標準の計算上、配当利子所得には収入金額の4割を控除し、勤労所得にはその1割を控除することになっていた。この改正により「源泉賦課制度」が拡充され、従来の第二種所得のほかに、勤労所得や退職所得に対する分類所得税

にも源泉賦課された結果、昭和15年の税収における所得税・法人税の比率が一举に高まり、44パーセントに達している⁽¹¹⁾。

その場合、配当利子所得には免税点や基礎控除等が認められていないので、源泉賦課の事務は簡単であったのに対し、勤労所得においては支給時期がばらばらであり、しかも、基礎控除（年720円の割合によって給与支給期間に応じて算出した金額）及び申請条件として扶養控除・生命保険控除が認められていたために、その事務はかなり複雑であった⁽¹²⁾。

さらに、給与の支払者に関して「所得税法」（昭和15年法律第24号）第74条は次のように規定している。

「第72条ノ規定ニ依リ徴収スベキ分類所得税ヲ徴収セザルトキ又ハ其ノ徴収シタル税金ヲ納付セザルトキハ国税徴収ノ例ニ依リ之ヲ支払者ヨリ徴収ス」

昭和15年改正法は、勤労所得者に対しては所得税の源泉賦課を行うとともに、給与の支払者に対して源泉賦課の委託・協力を強制している。その特徴は、次のようにまとめることができる⁽¹³⁾。

- (1) 給与の支払者は所得税の徴収を国から委託されている。
- (2) 給与の支払者が所得を支払うに際しては、給与の支払者は所得税を天引きして徴収している。
- (3) 天引きされているので、給与所得者の納税上の苦痛が少ない。
- (4) 他の租税に見られるように、国家権力によって強制的に徴収されるという意識が給与所得者にとって少ない。
- (5) 原則として、申告等の手続きを要しない。
- (6) 徴収費用が比較的になくなくて済む。
- (7) 租税技術的に見れば、単一の比例税率を以って課税する以外に方法がない。
- (8) 源泉課税の所得税については、人的事情を考慮することが不可能である。

勤労所得に対する源泉賦課制度は、戦時体制下において納税の簡素化のために導入され、大衆課税化した所得税を確実かつ迅速に徴収することを重視した制度である。分類所得税制が大

衆課税として広く国民に租税負担を求めるための制度であり、源泉賦課制度はその本質的要素を構成していると言える⁽¹⁴⁾。

しかしながら、勤労所得税の源泉賦課・徴収は課税権者の国ではなく、給与の支払者に徴収・納付義務が課される。しかも、源泉賦課の対象となる所得の支払者が徴収・納付義務を果たさなかった場合には、納税義務者本人からではなく、その支払者から徴収すると規定されている。源泉賦課に係る事務費用の補償として負担金が支払者に対して交付されていたが、その後、廃止されている。昭和15年に定められた給与支払者の徴収・納付義務は、今日においても源泉徴収制度の課題の一つとして残った。

3. 昭和22年の所得税法改正（申告納税制度と源泉徴収・年末調整の導入）

大東亜戦争（マッカーサーにより太平洋戦争と強制改称されている）敗戦後の昭和22年3月31日に全文改正された「所得税法」（昭和22年法律第27号）では、分類所得税と総合所得税の二本建制から総合課税一本建制に変更され、12段階の超過累進税率が適用された。すなわち、分類所得税が廃止され、原則として、すべての所得を合算し、超過累進税率を適用する総合所得課税が採用されている。

ただし、所得の源泉・性質、担税力の相違、徴税便宜等に理由より、昭和22年改正の所得税法第9条第1項は、所得区分を第1号に「利子所得」、第2号に「配当所得」、第3号に「臨時配当所得」、第4号に「給与所得」、第5号に「退職所得」、第6号に「山林所得」、第7号に「譲渡所得」として規定し、「前各号以外の所得」として「事業等所得」の8種類に分類している。「勤労所得」は「給与所得」に改称され、「事業等所得」は、従来の「事業所得」と「不動産所得」と統合して改称されているが、他の所得に属さない受け皿として定められている⁽¹⁵⁾。

昭和22年4月以降には、税制の民主化・簡素化を図るために、納税義務者自らが所得金額・税額を計算し、所轄税務署長に申告・納付する「申告納税制度」（self-assessment system）が所得税及び法人税に対して導入されている。した

がって、「源泉賦課」は「源泉徴収」と通称されるようになった。

給与所得に対する源泉徴収制度としては、基礎控除等を徴収税額に反映させ、最終的な確定税額と徴収税額があまり乖離しないように、扶養控除に関する申告と源泉徴収票の作成が給与所得者と給与支払者に義務付けられている。給与所得者は、所定の申告書に扶養控除の氏名その他の必要事項を記載した上で、毎年最初の給与支払時に給与支払地の所轄税務署長に提出しなければならない（この申告書は、給与支払者が受け取ったときに、所轄税務署長に提出されたものとみなされている）。給与支払者は、当該申告書に基づいて源泉徴収するとともに、徴収する税額を項目ごとにまとめた源泉徴収票（毎月・毎半月・毎旬・毎週・毎日による5種類の表、主たる給与か従たる給与かの表）を作成することになる⁽¹⁶⁾。

所得税の徴収は、所得税の前取りとして確定申告時に確定税額を申告・納税する際に精算を行うことを前提としている。注目すべき点は、「申告納税制度」の導入に伴い、「源泉徴収制度」とともに「年末調整制度」が併用されたことである。敗戦後における税務署職員の不足等により、源泉徴収だけではなく、申告納税制度下において給与支払者が年末に扶養控除等の所得控除を計算し、税額の精算手続きを行うことになった。国側は、給与支払者の正確な徴収・精算手続きのために教育していたが、昭和26年（1951年）に「年末調整は会社が行なう」と法律で明文化された⁽¹⁷⁾。

この年末調整制度では、給与所得者の給与等が支払年で5万円以下である場合、給与支払者が源泉徴収税合計額と正規の所得税との差額を調整すれば、給与所得者の確定申告は省略され、給与所得の納税関係を完了する。給与所得者にとっては確定申告の手間が省かれ、国側にとっても徴税便宜的ではあるが、給与支払者は源泉徴収と年末調整の事務手続きを担当することになる。また、「年末調整」の対象が5万円以下の金額に制限されたのは、当時の所得水準で給与所得が5万円を超える者は、給与以外にもかなりの所得があるとみなされ、その場合には「確

定申告」により所得税を申告・納税させるべきであるという考えによるものであった⁽¹⁸⁾。

昭和22年の所得税法改正による「申告納税制度」の創設に伴い、給与所得の「年末調整制度」が開始され、「源泉徴収制度」ともに現在まで引き続き採択されている。年末調整は、ドイツの賃金税(Lohnsteuer)における「年次調整」(Jahresausgleich)を模した制度であり、租税の徴収面からは極めて能率的な制度であるとも言えるかもしれない。

4. 昭和25年の所得税法改正(「シャープ勧告」による源泉徴収制度の評価)

昭和24年(1949年)5月10日に連合国軍最高司令官総司令部(General Headquarters Supreme Commander for the Allied Powers:以下、GHQと略す)の要請により来日した「シャープ使節団」が9月15日に発表した『シャープ使節団日本税制報告書』(Report on Japanese Taxation by the Sharp Mission:以下、『シャープ勧告』という)に基づいて、昭和25年(1950年)に抜本的な税制改正が行われた。『シャープ勧告』は、担税力に即した課税を行うという観点から直接税を税制の中心に置き、青色申告制度(blue return system)の創設、家族単位課税から個人単位課税(independent taxation)への変更、所得税の補完税としての富裕税(net worth tax)の導入、事業用固定資産の再評価(reevaluation)による再評価益課税、租税行政(tax administration)の改善、法人擬制説の復活等といった画期的な内容を提案していた。富裕税の導入に伴い、所得税の税率が14段階から8段階に簡素化されるとともに、最高税率も85%から55%に引き下げられた⁽¹⁹⁾。

なお、昭和22年の所得税法改正で創設された「事業等所得」は廃止され、「不動産所得」、「事業所得」及び「雑所得」に分割され、所得区分は現行のように10種類(利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得)に分類されることになった⁽²⁰⁾。

「源泉徴収制度」に対しては、『シャープ勧告』は一定の評価を与えていたが、「年末調整制度」

に対しては、当時の現状では税務署の負担(the load on the Tax Offices)が大きいので、引き続き給与支払者に委託せざるを得ないが、最小限に止めるべきであると提言している。しかも、最終的には年末調整の税務署への移管(Shifting Year-End Adjustment to Tax Offices)、給与所得者自らによる納税申告書(tax return)の提出が勧告されている⁽²¹⁾。

『シャープ勧告』は、年末調整を廃止した上で、給与所得者に給与ごとに徴収される所得税を認知させ、納税者意識を喚起するために確定申告の必要性を主張したが、当時の税制の企画・立案に関与していた大蔵省・政府の反論により実現することはなかった。その後、細部の点で改正が行われてきたが、給与所得者に対する「源泉徴収・年末調整併用」の基本的枠組みは変更されることはなかった。

Ⅲ 現行制度における源泉徴収の特徴と給与所得の範囲・計算

1. 源泉徴収義務者の徴収義務と年末調整義務

「国税通則法」(昭和37年法律第66号)第15条・第16条によれば、わが国における租税確定方法としては、次のような三つの方法が規定されている⁽²²⁾。

- (イ) 納税義務者が自ら申告書を作成・提出して確定させる「申告納税方式」
- (ロ) 納付すべき税額を税務署等が賦課処分により確定する「賦課課税方式」
- (ハ) 納税義務の成立と同時に特別の手続きを要しないで納付すべき税額が確定する「自動確定方式」

所得税に対しては、原則として、納税義務者自らが課税所得・税額を計算し、自主的に申告納税する「申告納税制度」が採用されている。「申告納税制度」の下では、納税義務者が税額を算定するために、国が行う課税処分は補的に位置づけられ、納税義務者の主体的な申告納税行為が中心的な役割を果たすことになる⁽²³⁾。

ただし、給与等、利子・配当、割引債の償還差益、税理士報酬などの所得に対しては、所得

の支払者が当該所得の支払時にあらかじめ所定の方法により算出した所得税を徴収して納付する「源泉徴収制度」が採用されている。また、平成25年(2013年)1月1日から令和19年(2037年)12月31日までの間に生じる所得については、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23法律第117号)に基づいて、所得税を徴収する際に「復興特別所得税」が併せて徴収される。「源泉徴収制度」の下では、納税義務者(給与所得者等)が自ら税金を納めることはなく、「自動確定方式」によって確定した所得税を給与所得者等以外の第三者(給与等の支払者)に天引きさせ、これを国に納付させる制度である。

租税の徴収方法のうち、納税義務者以外の第三者に租税を徴収させ、これを国又は地方公共団体に納付させる方法を「徴収納付」という。徴収納付は、①納税義務者から直接に租税を徴収することが困難であるとか、②能率的かつ確実に租税を徴収する必要がある場合等に、租税の徴収の確保のために採用される。租税を徴収・納付する義務は「徴収納付義務」と呼ばれ、この義務を負担する者は「徴収納付義務者」と呼ぶことができる。徴収納付義務は、納税義務者から租税を徴収する義務(作為義務)と徴収した租税を納付する義務(給付義務)の結合した特殊な義務であり、本来の納税義務ではないが、給付義務を内容とする点において、本来の納税義務に類似する⁽²⁴⁾。

源泉徴収に係る所得税・復興特別所得税を徴収して国に納付する義務のある者を「源泉徴収義務者」といい、当該所得の支払者であれば、会社・個人事業者は勿論のこと、協同組合、学校、官公庁、人格のない社団・財団であっても、源泉徴収義務者となる(所法6、復興財確法8②)。

このように、所得税の源泉徴収義務者は源泉徴収の対象となる所得の支払者であるが、常時2人以下の家事使用人のみに対して給与等の支払いをする個人が支払う給与・退職手当等、税理士報酬などの報酬・料金等に対しては、源泉徴収する必要はない(所法184、200、204②二)。

源泉徴収義務者は、源泉徴収の対象となる所得を支払う際にその支払額から所定の所得税額を徴収し、その徴収した税額を翌月10日までに国に納付しなければならない。未払いの役員給与については、支払確定日から1年を経過した日に支払いがあったものとして税額を徴収することが必要である(所法181②、183②)。

常時10人未満の使用人等に給与等の支払いをする源泉徴収義務者が所轄税務署長に「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出し、承認を受けた場合には、給与・退職手当等、税理士報酬などの報酬・料金等について徴収税額の納期限は、1～6月徴収分には7月10日、7～12月徴収分には翌年1月10日となる(所法216、217)。

この納付期限までに納付されない場合には、源泉徴収義務者は延滞税・加算税(不納付加算税・重加算税)などの附帯税を負担しなければならない(通法60、67、68③④)。

課税権者である国ではなく、第三者(給与等の支払者)に所得税の徴収を義務付けている「源泉徴収制度」を採用するメリットとしては、一般的に次のような事象を列挙することができるであろう⁽²⁵⁾。

- (イ) 所得捕捉が容易である。
- (ロ) 税金の徴収が確実である。
- (ハ) 徴収費が少なく済む。
- (ニ) 納税義務者も納税に対する苦痛が少なく済む。
- (ホ) 納税資金を計画的に分割して確保することができる。

このように、国・課税庁側のメリットとしては、高い租税捕捉率(確実な徴収)と低い徴収費(少ない徴収事務量)が享受でき、納税義務者のメリットとしては、給与等から所得税が天引きされることにより、煩雑な税額計算が免除される。さらに、「確定申告」を義務付けられている給与所得者を除き、大多数の給与所得者の給与所得に対しては、後述する「年末調整」によって給与所得者の納税関係は完了する。

本稿では、源泉徴収により所得税を納付している割合が約9割を占める給与所得者の給与所得に限定して、検討を加えることとする。

2. 給与所得の意義・範囲

租税法主義(principle of no taxation without law)と租税法(Tax Law)の簡素平明(表現の平明化)のために昭和40年(1965年)に全文改正された現行の「所得税法」(昭和40年法律第33号)によれば、給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下、給与等という)の受取りにより得た所得をいう(所法28①)。その年の勤務に基づく給料等の受取りにより得た「給与所得」は、現在勤務に基因する勤労所得であり、毎年繰り返して継続的に稼得できる「経常的所得」である。

その場合、給与等を金銭で受領しないで商品等の現物で支給されても給与所得となる。また、金銭給付・現物給付のほかに、法人等から与えられる「経済的な利益」がある場合、その内容に応じては給与等とみなされ、みなし給与として課税対象となる。例えば、次のような事項が「経済的な利益」、すなわち「給与所得」の範囲に該当する。

- (1) 会社の役員が支給を受ける交際費については、業務遂行のために使用したということが明らかなものは課税されないが、それ以外のものは給与等とされる(所基通28-4)。
- (2) 国又は地方公共団体の各種委員会の委員に対する謝金・手当て等は、給与等として課税される(所基通28-7)。
- (3) 有価証券(商品券を含む)の支給は、金額の多少にかかわらず、支給時の時価により評価され、課税対象となる(所基通36-36)。
- (4) 法人がその役員に対して、無償・低額の賃貸料で住宅等(居住用の土地、借地権又は家屋をいう)を貸与する場合、その住宅等(小住宅等を除く)の通常の賃貸料と法人が実際に徴収している賃貸料との差額は、その役員に対する給与等となる(所基通36-40、36-44)。
- (5) 使用者が使用人に対して貸与した住宅等について、通常50%未満の賃借料しか徴収していなければ、住宅等の貸与による

「経済的な利益」はあるとみなされる(所基通36-47)。

このような経済的な利益は「給与所得」として課税対象となるが、例えば、次のような事項はその内容に応じて給与等とみなされない「非課税所得」となる。

- (1) 給与所得者が支給を受ける通勤手当(1か月15万円を最高限度額とする)は、課税されない(所法9①五、所令20の2)。
- (2) 給与所得者が勤務に関して必要な旅行をする場合に支給を受ける旅費は、課税されない(所法9①四)。
- (3) 使用人が使用者から受ける結婚祝金品などは、たとえそれが雇用契約に基づく義務として支給されるものであっても、その金額又は価格が使用人の地位に照らして社会通念上相当と認められるものは課税されない(所基通28-5)。
- (4) 使用者が、概ね10年以上の永年勤続した使用人等の表彰に当たり、勤務時間等に照らし、社会通念上相当と認められる範囲内で、その記念として旅行・観劇等に招待し、又は記念品を支給しても、課税されない(所基通36-21)。
- (5) 職務の性質上制服を着用しなければならない人に対して支給又は貸与する制服その他の身の回り品、事務服、作業服等は、課税されない(所法9①六、所令21二・三、所基通9-8)。

「非課税所得」は、課税計算上その所得が存在しなかったものとみなされ、原則として、確定申告の手続きを必要としない。「非課税」とは「課税除外」とも呼ばれるが、公益上の必要性・担税力の脆弱性等の理由により、課税対象又は納税義務者から除外することである。職務の性質上欠くことのできないもの、業務遂行上の必要性によって支給されるもの、社会・経済的政策上特別の配慮を要するものなどが、「非課税所得」として課税対象の除外にされている。

3. 給与所得金額の計算

(1) 確定申告者の範囲と給与所得金額の計算

前述したように、給与所得者の給与所得に対

しては、原則として、源泉徴収と年末調整によって課税関係は完結する。ただし、所得税法は次のような給与所得者には「確定申告」を義務付けている（所法 190、121）。

- (1) 給与の収入金額が 2,000 万円を越える。
- (2) 給与を一か所から受け、給与所得・退職所得以外の各種の所得金額の合計額が 20 万円を越える。
- (3) 給与を二か所以上から受け、年末調整をされなかった給与の収入金額と給与所得・退職所得以外の各種の所得金額との合計額が 20 万円を越える（ただし、給与所得の収入給与の収入金額額を差し引かれた残額が 150 万円以下であり、しかも、給与所得・退職所得以外の各種の所得金額の合計額が 20 万円以下である場合には、申告する必要はない）。
- (4) 同族会社の役員、その親族などであり、その同族会社から給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具などの使用料等の支払いを受けている。
- (5) 在日の外国公館に勤務し、給与の支払時に所得税を源泉徴収されていない。

昭和 22 年に年末調整が創設された当初には、給与の収入金額が 5 万円を超える給与所得者に対して確定申告が義務付けられていたが、収入金額の上限額は段階的に上昇し、現行制度では 2,000 万円を超える給与所得者が確定申告の対象となっている。さらに、複数源泉・複数箇所の給与所得者や同族会社の役員・親族又は在日の外国公館勤務者に対しても「確定申告」の対象が拡げられてきた。

確定申告を義務付けられた給与所得者は、下記算式に基づいて「給与所得の金額」を算出し、所轄税務署に確定申告書を提出しなければならない（所法 28②）。

$$\begin{aligned} & \text{給与所得の金額} \\ & = \text{給与等の収入金額} - \text{給与所得控除額} \end{aligned}$$

「給与所得控除額」は、事業所得・不動産所得・山林所得における「必要経費」に相当するものであり、担税力等を配慮し、表 1 が示すように、給与等の収入金額（税込み）に応じて一定金額（概算額）が認められている（所法 28③・④）。

表 1 給与所得控除額

給与等の収入金額（税込み）	給与所得控除額
1,625,000 円以下	550,000 円
1,625,000 円を超え、1,800,000 円以下	収入金額 × 40% - 100,000 円
1,800,000 円を超え、3,000,000 円以下	収入金額 × 30% + 80,000 円
3,000,000 円を超え、6,000,000 円以下	収入金額 × 20% + 440,000 円
6,000,000 円を超え、8,500,000 円以下	収入金額 × 10% + 1,100,000 円
8,500,000 円超	1,950,000 円

（注）収入金額が 660 万円である場合には、上記表によらず、別表第 5 により「給与所得控除額後の所得金額」を算定する。

なお、上記要件を満たさない場合であっても、「特定支出の額」が「給与所得控除額の 50% 相当額」（収入金額が 1,000 万円を超える場合には、110 万円）を超える場合には、確定申告することによって、その超える金額を控除することができる（所法 57 の 2①、所令 167 の 3~167 の 5、所規 36 の 5・6）。これを「給与所得者の特定支出控除」という。

$$\begin{aligned} & \text{給与所得の金額} = \text{給与等の収入金額} - \text{給与所得控除額} \\ & \quad - (\text{特定支出の額} - \text{給与所得控除額} \times 50\% \text{ (又は 110 万円)}) \end{aligned}$$

「給与所得者の特定支出控除」の対象となる「特定支出」とは、給与支払者に証明された次に掲げる支出であり、非課税とされる収入により給与支払者から補填される部分、その支出につ

き教育訓練給付金又は母子家庭自立支援教育訓練給付金・父子家庭自立支援教育訓練給付金が支給される場合における支給金額は除かれる(所法57の2、所令167の3~167の5、所規36の5、36の6)。

- (1) 通勤費(一般通勤者として通常必要と認められる通勤のための支出)
- (2) 職務上の旅費(勤務する場所を離れて職務を遂行するために直接必要な旅行に通常必要な支出)
- (3) 転居費(転任に伴う転居のために通常必要であると認められる支出)
- (4) 研究費(職務遂行上、直接必要な技術・知識を習得するための研修(資格取得を除く)を受講するための支出)
- (5) 資格取得費(弁護士・公認会計士・税理士など、その資格で独立できるものを除く資格の取得のための支出で、職務遂行上、直接必要な資格を取得するための支出)
- (6) 帰宅旅費(転任に伴い、配偶者・一定の子と別居しすることとなったために、配偶者等の居住する場所との間の通常必要であると認められる往復旅費(月4往復まで、グリーン券を除く))
- (7) 勤務必要経費(次のような図書費、衣服費及び交際費等であり、その合計金額が65万円を超える場合には65万円を限度とする)
 - (イ) 図書費(書籍、定期刊行物その他の図書で職務に関連するものを購入するための費用)
 - (ロ) 制服、事務服、作業服及び勤務場所で着用が必要とされる衣服を購入するための費用
 - (ハ) 交際費、接待費その他の費用で、給与等の支払者の得意先、仕入先その他職務上関係のある者に対する接待、供応、贈答その他これらに類する行為のための支出

特定支出控除の適用を受け、「確定申告」を行う場合には、給与支払者から受領した「給与所得の源泉徴収票」の原本とともに、特定支出に関する明細書・給与支払者の証明書等を添付し

なければならない(所法57の2③)。

(2) 確定申告不要者の源泉徴収と年末調整

給与所得については、その給与の支払いのつど、「給与所得の源泉徴収税額表」に基づいて、所得税が「給与等の収入金額」から源泉徴収される(所法183①)。

給与所得者は、収入金額から所得税を天引きする徴収方式である「源泉徴収の方法」によって所得税を納付したことになる(通法15、16)。

ただし、毎月差し引かれる所得税が予定計算に基づく概算額であるために、扶養親族の異動等による所得控除の変化により所得税の調整計算が必要となる。その調整計算はその年の最終の給与支払時に行われるので、「年末調整」(year-end adjustment)と呼ばれている。一年間の給与総額に対して納付すべき所得税と一致しない差額を年末に精算する「年末調整」は、給与支払者に委託されている。

毎月の源泉徴収税額の合計と一年間に納付すべき所得税額が一致しない原因としては、次のような理由が考えられるが、その原因確認には給与支払者が行わなければならない。

- (1) 「配偶者特別控除」の控除額は、毎月の源泉徴収時ではなく、年末調整時における配偶者の見込年収額によって算定されている。
- (2) 毎月の源泉徴収時における源泉徴収税額は、給与等の変動がないことを前提にして計算されているが、年の途中で給与等の変動があった。
- (3) 結婚、出産、死亡、離婚などの事由により、年の途中で扶養親族の人数が変わったとしても、年初に遡って修正されることはない。
- (4) 年間の支払額によって決まる生命保険料控除・地震保険控除に対しては、毎月の源泉徴収時には所得控除額は考慮されない。

この年末調整によって、調整額(還付額又は徴収額)は年末調整時における給与を増加・減少する形で解消される(所法191、192)。その結果、確定申告を要求されていない給与所得者

の納税関係は完了する（所法 190）。

「年末調整」は、その年の最後の給与支払時に給与支払者が行うことになるが、給与所得者は給与支払者に扶養家族の状況や各種所得控除に必要な書類を提出すれば、特に納税を意識することなく、その年の租税債務関係は終了する。「源泉徴収」及び「年末調整」は、給与所得者にとっては納税事務手続きの煩雑さを省略させることができる。

ただし、給与所得者であっても、医療費控除や雑損控除の所得控除を受ける場合、「租税特別措置法」（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の規定による「住宅借入金等特別控除」の税額控除を受ける場合の初年度には、確定申告しなければならない⁽²⁶⁾。

IV 給与所得の源泉徴収・年末調整における課題

1. 源泉徴収制度における問題点

(1) 源泉徴収義務者（給与支払者）側における問題点

「源泉徴収制度」とは、自動確定方式によって確定した納税義務を徴収納付する制度であり、給与支払者が源泉徴収義務者として支払時に国に代わって給与所得者の所得税を天引き徴収し、給与所得者に代わって源泉徴収税を納付する制度である。

源泉徴収制度における源泉徴収義務者（給与支払者）の義務は、受給者（給与所得者）に対する所得税の源泉徴収義務及び国家に対する納税義務に分けられる（ただし、年末調整義務は後述される）。給与支払者は、毎年、最初の給与支払時までには給与所得者から扶養控除申告書、配偶者特別控除申告書等の提出を受け、これらの申告書に記載された扶養情報等に基づき、各人の給与額に対する源泉徴収税額を計算しなければならない。給与支払者に対して手続上では納税義務が課されているが、給与支払者は憲法上の納税義務を受ける納税義務者ではない。給与支払者は、源泉徴収義務者として他人の所得税を自己責任で直接に国に納付する義務を負わされている。このように、給与支払者は給与所

得者の確定税額の徴収義務を負わされ、かつ、納付義務の履行が強制されているが、「国税通則法」や「国税徴収法」（昭和 34 年法律第 147 号）によって徴収機関として国等に認められている徴収権限は一切付与されていない。

それでは、給与支払者に対して源泉徴収義務と納税義務を負わせる根拠は如何なる考え方に依るものであろうか。源泉徴収義務者の法的地位については、下記のように「国の機関代行説」、「代理人的地位説」及び「公義務説」を列挙することができる⁽²⁷⁾。

(イ) 国の機関代行説

「国の機関代行説」は、源泉徴収義務者が国の機関として徴収義務を履行できると考え、源泉徴収制度を国の立場から捉えている。これにより徴収続きを簡便にして、徴収費の節約に資することができると思われるものである。

(ロ) 代理人的地位説

「代理人的地位説」は、他人を雇用する給与支払者がその他人の納税手続きを代行する義務を有すると考え、受給者（給与所得者）の立場から考察するので、法的な制度として源泉徴収制度を受給者の立場から捉えている。受給者の申告・納税に係る煩雑な事務担当の軽減を目的とする源泉徴収制度において、受給者のメリットを説明する上で有用である。

(ハ) 公義務説

「公義務説」は、他人を雇用して収益を享受し得る地位にある者（給与支払者）には、一種の社会的責任があり、そこに「公共の福祉」の要請に応える一般的義務を負担しなければならないとする見解である。

このような学説が展開されているが、納税義務者以外の第三者に租税を徴収させ、これを国に納付させる「徴収納付」の制度については、若干の憲法問題が浮かび上がっていた。

まず、納税義務者以外の第三者に補償を与えることなく「徴収納付義務」を無償で課すことが、憲法第 29 条第 1 項「財産権は、これを侵してはならない。」と第 3 項「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」に違反するかどうか、問題となった。この問題に対して最高裁判所は、昭和 37 年

2月28日に次のような判断・見解を開陳している⁽²⁸⁾。

「給与所得者に対する所得税の源泉徴収制度は、これによって国は税収を確保し徴税手続を簡便にして煩雑な事務から免れることができる。また徴収義務者にしても、給与に支払いをなす歳所得税を天引きしその翌月10日までにこれを国に納付すればよいのであるから、利するところ全く無しとはいえない。されば源泉徴収制度は、給与所得者に対する所得税の徴収方法として能率的であり、合理的であって、公共の福祉の要請にこたえるものと言わなければならない。これすなわち、諸国においてこの制度が採用されるゆえんである。かように源泉徴収義務者の源泉徴収義務は憲法の各項に由来し、公共の福祉によって要請されるものであるから、この制度は所論のように憲法第29条1項に反するものではなく、また、この制度のために、徴収義務者において、所論のような負担を負うものであるとしても、右負担は同条項にいう公共のための私有財産を用いる場合に該当せず、同条項の補償を要するものではない。」

この最高裁判示に従えば、給与所得者に対する所得税の「源泉徴収制度」は、国にとっては税収を確保し、徴税手続を簡便にして徴税費用・労力を節約し得るのみならず、担税者（納税義務者）においても申告・納付等に関する煩雑な事務から免かれることができ、徴収義務者にしても給与支払時に所得税を天引きし翌月10日までにこれを国に納付すればよいのであるから、利するところ全くなしとは言えない。「源泉徴収制度」は、給与所得者に対する所得税の徴収方法として能率的・合理的であり、「公共の福祉」の要請に応えるものであると主張されている。

このように、「源泉徴収制度」に対しては、国にとって財政収入の確保や徴税手続の簡素化に資することが大きく、源泉徴収義務者には天引きした所得税を翌月10日までに納税すればよいので、その間の金利などで報いられ、徴収した所得税の運用益をもって手数料に代えるというような見解「利するところ全く無しとはい

えない」も示されている。国に納付するまでの間、徴収した所得税額（金員）を運用できるという見解であるが、当時の利子率と比較して現在の超低金利の時代では、この指摘は妥当するとは言い難い⁽²⁹⁾。

要するに、源泉徴収制度における源泉徴収義務者（給与支払者）の負担は、法的義務として補償を要するほどのものではないし、国としては簡易な手続で税収を確実に把握・確保でき、徴税費も節約できるとともに、受給者（給与所得者）としても複雑な申告手続が省略され、便宜であるという点が「公共の福祉」に合致するものとみなされている。これは、源泉徴収義務者（給与支払者）の立場について「公義務説」に基づいた判決であると言える。

源泉徴収義務者の徴税義務は「公共の福祉」によって要請されるものであるから、「源泉徴収制度」は憲法第29条第1項「財産権は、これを侵してはならない。」に反するものではない。また、この制度のために、源泉徴収義務者に徴税の事務負担を負うものであるとしても、当該負担は憲法第29条第3項「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」でいう「公共のために私有財産を用いる」場合には該当せず、補償を要するものでもないということになる。

昭和24年の『シャープ勧告』を受けて、わが国で初めて昭和26年（1951年）に租税法の講義を開講した東京大学法学部の金子弘の見解によれば、「徴収納付義務」の履行に必要な経済的負担は、徴収納付義務者の経営規模や収入金額に比して僅少であり、財産権の内在的制約の範囲内にあると考えられるから、それは憲法第29条第3項に違反しないことになる⁽³⁰⁾。

さらに、所得税法における源泉徴収に関する規定が、憲法第18条「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。」に違反し、無効であるという非難に対しては、最高裁判所は次のように判示した⁽³¹⁾。

「法は給与の支払をなす者が給与を受ける者と特に密接な関係にあって、徴税上特別の便宜を有し、能率を上げ得る点を考慮して、こ

これを徴収義務者としているのである。この義務が、憲法の条項に由来し、公共の福祉にかなうものであることは前述したとおりである。かような合理的な理由がある以上、これに基づいて納税者と特別な関係を有する徴税義務者に一般国民と異なる特別の義務を負担させたからといって、これをもって憲法第14条に違反するということはできない。源泉徴収義務者の徴税事務に伴う負担をもって苦役であり奴隷的拘束であると主張するのは明らかに誇張であってあたらないこと論をまたないから憲法第18条に違反して無効ということとはできない。」

源泉徴収義務者の徴税事務に伴う負担が苦役であり、奴隷的拘束であると主張するのは明らかに誇張であり、憲法第18条に違反するものというとはできないとの見解を最高裁判所は示している。源泉徴収義務者の徴税事務が、憲法第18条でいう犯罪処罰に該当するほどの負担ではないと解されている。

最高裁判所の判示によれば、給与支払者は、給与所得者と密接な関係にあり、徴税上、特別の便宜を有し、徴税の能率性を挙げ得る点を考慮して、源泉徴税義務者に委任されているのであり、この源泉徴税義務は「公共の福祉」の要請に適うものであると解されている。このような合理的理由がある以上、これに基づいて担税者（納税義務者）と特別な関係を有する源泉徴税義務者（給与支払者）に一般国民と異なる特別の義務を負担させたからとしても、これをもって憲法14条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地より、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」という規定に違反するものというとはできない⁽³²⁾。

なお、金子 宏も指摘したように、納税義務者と全く無関係な第三者に「徴収納付義務」を課すことは、憲法に違反すると言えようが、徴収確保の必要性が認められ、したがって徴収納付の方法を採用することが不合理でないと認められる場合、納税義務者と特別な関係があり、租税の徴収につき便宜を有する者に徴収義務を課すことは憲法第14条には違反するとは言い難

い。徴収納付の一形態である源泉徴収が事業所得者に対して給与所得者を不当に差別するものかどうかについては、事業所得者にも予定納税の義務が課されているから、それは不当な差別を構成せず、したがって憲法第14条に違反しないと解すべきであろう⁽³³⁾。

このように、「公義務説」に立てば、納税義務者以外の給与支払者に徴収義務を無償で課すとともに、源泉徴収税額の納税義務も課すことができる。

(2) 納税義務者（給与所得者）側における問題点

源泉徴収制度では、給与所得者（受給者）は、税法規定から生じる租税債務の履行義務を自己の意思とは無関係に負うことになる。給与所得者の租税債務は、給与所得者の所得に対する所得税額を「源泉徴収」という特別な方式によって徴収される金銭債務である。給与所得者（受給者）の法的地位については、「受忍義務説」と「納税義務説」の対立が見られる。

(イ) 受忍義務説

「受忍義務説」は、受給者（給与所得者）を納税義務者の概念から除外し、給与支払者のみに納税義務を負わせ、支払者負担の「源泉徴収義務」及び受給者負担の「受忍義務」を制度上別のものとして、公法上の租税法律関係を受給者に及ぼさない考え方を採る⁽³⁴⁾。

(ロ) 納税義務説

「納税義務説」は、支払者の徴収義務には、受給者の納税義務が理論的に先行し、支払者が給与等の支払いをするたびに、同時に受給者の方にも納税義務が発生し、暦年を通じて受給者の納税義務が累積され、確定していくと考える⁽³⁵⁾。

上記(イ)「受忍義務説」における受給者の義務は、源泉徴収されるごとに「受忍義務」が想定されるに過ぎない。この受忍義務の根拠として、次の二点を挙げることができる⁽³⁶⁾。

①源泉徴収される税は、その性格から年間の確定税額の前払いであるか、そのつど受給者の納税義務が発生するというものではなく、予定納税（所法104）と同様の性格を有する。

②所得税の課税標準はあくまでも年間所得であるので、受給者にとって個々の給与支払いの際に納税義務が発生（確定）するとみるのは妥当ではない。

上記（ロ）「納税義務説」では、所得税法において受給者が納税義務者であることを暗に認め、支払者には徴収義務者としての地位を与えているに過ぎず、支払者の徴税義務の理論的前提として、受給者の納税義務が存在すると考える⁽³⁷⁾。

源泉源泉徴収者の法的地位と同様に、給与所得者の法的地位についても、憲法上の問題が提起されていた。「申告納税制度」の適用を受けることができる事業所得者等と比較して、給与所得者が、徴税上、差別的な取扱いを受けているという批判に対して、憲法第14条（法の下での平等）に抵触しないかが、問題となった。

昭和37年2月28日に判示した最高裁判所の判断・見解によれば、租税は最も能率的・合理的な方法によつて徴収されるべきものであり、同じ所得税であつても、所得の種類・態様の異なるに応じてそれぞれに相応しい徴税の方法、納付の時期等が別様に定められることはむしろ当然であり、一律でないことをもって憲法14条に違反すると言うことはできない⁽³⁸⁾。

わが国で初めて源泉徴収の法理関係を明らかにした最高裁判所昭和45年12月24日判決では、支払者と受給者の関係について、次のような解釈が示されている⁽³⁹⁾。

「支払者において徴収義務を負担するとは、すなわち、受給者において源泉納税義務を負うことにはかならず、両者は表裏をなす関係にあり、したがって、もし納税の告知が課税処分であるとするならば、そこにおいて確定された税額およびその前提となる徴収義務の存在は、右処分が取り消されないかぎり、支払者はもとより受給者においても、これを否定しえないことになるのである。」

本判決は、受給者の納税義務も支払者の源泉徴収・納付義務と同様に、同一税額において給与等の支払時に成立し、その成立と同時に確定するという考えを示し、基本的に「納税義務説」に基づいている。受給者の納税義務は、支払者

の納税義務と表裏一体の関係にあるので、その成立・確定の時期は、支払者の納税義務と同様に、源泉徴収の対象となる所得が支払われた時に成立し、同時に特別の手続きを要しないで確定されるものと解される。

2. 年末調整制度における問題点

(1) 源泉徴収義務者（給与支払者）側における問題点

給与支払者は、毎月の「源泉徴収」のほかに、「年末調整」も課されている。所得税法第190条の規定により、「年末調整」は、給与支払者がその年最後に給与等を支払うときに行わなければならない。年末調整の事務事務として、次のような一連の作業が行われる。

- ①給与所得者の源泉徴収簿賃金台帳から本年分給与を合計し、「給与所得控除」を適用した後の金額を算出する。
- ②配偶者特別控除申告書、扶養控除等申告書、保険料控除申告書、住宅借入金等特別控除を利用・適用し、各種所得控除・税額控除の計算を行う。
- ③差引年税額を算出し、既に天引き・徴収された税額と調整し、過不足を計算した上で、精算を行う。

このような複雑な事務事務は、作業準備を含めて数か月前から行うことになり、多くの事務的・金銭的負担が追加されることになる。給与支払者の税務業務では、毎月の源泉徴収よりも年末調整の方がはるかに多くの労力を要する。例えば、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除の人的控除は、その適用判定に配偶者・扶養親族のその年の合計所得金額を用いるが、年末調整時点では確定していないので、見込金額によって計算せざるを得ない。また、給与計算事務は、給与所得者にしてみれば、生活費用に直結する給料等に係るので、特に計算ミスの許されない事務処理であり、きわめて細心の注意を払う必要がある。確定申告義務のある給与所得者に対しても年末調整を行った場合には、年末調整では所得税の精算が完了していないために、当該給与所得者は年末調整とは別途に申告納税しなければならないので、年末調整に要し

た給与支払者の労力は無駄に終わってしまうことになる。

現行法では「公義務説」に立脚しているため、給与支払者は、徴収機関的地位と納税義務者の地位を併用する複合的人格を有する。ある段階までは源泉所得税額を天引き徴収する徴収機関的地位に立たされ、その後には一定期日までに国に納税しなければならない納税義務者の地位に立たされる。したがって、給与支払者は、本来の納税義務者の所得税について、真実の納税義務のように納税の義務を負わされる。この場合、延滞税・加算税の課税を受けるほかに、刑事制裁も問われる立場に置かれる⁽⁴⁰⁾。

このように、給与支払者は、源泉徴収義務者として徴税義務のほかに、年末調整義務者として年末調整義務・納税義務も負わされている。本来の納税義務者でない徴収義務者・年末調整義務者である給与支払者に対して、「公義務説」を正当化するために過重な事務負担を強いていると言わざるを得ない。

米国では、給与所得の所得税については大雑把な総括的年末査定を伴う概算の源泉徴収 (approximate withholding with universal end-of-year assessment) が行われている⁽⁴¹⁾。

具体的に言えば、給与支払者が概算的に源泉徴収した所得税額は、原則として、翌月 15 日までに連邦準備銀行又は指定銀行に預金し、四半期ごとに申告書を提出するだけである。つまり、給与支払者は給与所得者に給与等を支払う際に一定の所得税額を徴収して政府に納付するが、わが国のような年末調整制度がないために、給与所得者 (納税義務者) は確定申告することによって、各年分の所得税の過不足を調整しなければならない⁽⁴²⁾。

つまり、米国では、給与支払者に対して概算の源泉徴収を行った後の年末調整は要求されていないので、給与所得者自らが自主的に確定申告を行う必要がある。一般的に、米国人は納税義務者として税務申告するために納税意識が高く、結果的に「納税義務者としての 1 票」(A Vote as A Taxpayer) を投じるために政治意識 (選挙意識) が高いと言われている。わが国においても、給与所得者も国民の納税義務として所

得税を確定申告して納付するにすれば、納税意識・政治意識も高まるのではなからうか⁽⁴³⁾。

米国の源泉徴収制度とは対照的に、英国の租税制度では、一般的な年末査定を伴わない厳密な源泉徴収 (exact withholding without general end-of-year assessment) が行われている⁽⁴⁴⁾。

1799 年 1 月に世界で初めて所得税制 (system of income taxation) を創設し、1803 年に「源泉徴収制度」(withholding system) を導入した英国では、給与所得者に関しては PAYE (pay as you earn) という源泉徴収により毎週又は毎月の給与の支払いごとに雇用者が徴収し、内国歳入庁 (HM Revenue and Customs) に納付する。その場合、給与額と所得控除額が課税年度を通じて累積する累積源泉徴収 (cumulative withholding) という方法によって、適用される所得控除額を課税年度の 52 週又は 12 か月で除して一週間分又は一か月分の控除額を算出し、毎週又は毎月の所得金額の変動に応じて徴収税額が算出される⁽⁴⁵⁾。

この累積源泉徴収制度とは、毎週又は毎月の給与の支払いごとに年末調整を行う税務措置であり、租税検査官 (tax inspector) がこれに深く関与し、課税年度開始時から当該給与支払日までの給与累計額から同期間中に当該給与所得者に対して認められる諸所得控除を差し引いて、その残額に対する税額表によって決定している。この金額から既に前の給与支払日までに源泉徴収された税額を差し引いた残額が、給与所得者の給与から源泉徴収すべき税額となる⁽⁴⁶⁾。

英国では、米国とは異なり、毎週又は毎月の源泉徴収時に税務職員が関与し、厳密に源泉徴収が行使されているので、源泉徴収義務者 (給与支払者) の事務負担は軽くなるが、徴税手続きに税務職員の事務負担は増える。ただし、本来の課税権者は国であるので、国の税務職員が源泉徴収に関与するのは極めて正当な業務であると言えるかもしれない。

(2) 納税義務者側 (給与所得者) における問題点

前述したように、「確定申告」を義務付けられている給与所得者を除き、圧倒的多数の給与所得者は、所得税の申告納税に自主的に関与する

ことができず、「申告納税制度」の適用を受けることができる事業所得者等とは全く異なる税務手続き（源泉徴収と年末調整）によって、所得税の確定・納税を行うことになる。給与等の支払いごとの「源泉徴収」及びその年最後の給与等の支払時の「年末調整」によって租税債務関係が終了するので、確定申告を行う必要がない。年末調整で所得税の精算が行われることは、給与所得者が自らの所得税の計算・確認に携わる機会を喪失することになり、したがって自主的申告納税権を放棄したことになる。

納税義務者として主体的に自己の課税所得・税額等を計算・申告する「申告納税制度」は、申告行為に税額の確定という特定の法効果を結びつけ、これを税額確定の原則的方法とする民主的な制度である。納税義務者が自主的に計算した所得税額を申告する「申告納税制度」は、国民主権の原理に最も適合する制度であると考えられている。したがって、大多数の給与所得者の「源泉徴収」と「年末調整」による税務措置は、原則的な「申告納税」の適用から排除され、納税義務者として自己の課税所得・税額等を計算・申告しないので、「申告納税制度」の実質的目的・趣旨からは大きく乖離している⁽⁴⁷⁾。

給与所得者の申告納税を阻害している年末調整のためには、給与所得者は給与支払者に対して種々の書類を提出する必要がある。例えば、その年の合計所得金額1,000万円以下である給与所得者が配偶者の合計所得金額の区分に応じ、一定の金額を控除できる「配偶者特別控除」の適用を受ける場合、給与所得者とその配偶者の合計所得金額が適用判定基準及び控除額の判定に必要となるために、その年最後の給与等支払いを受ける日の前日までに、「配偶者特別控除申請書」を給与支払者に提出しなければならない（所法82条の2、83の2）。

しかし、この時点では給与所得者の年間合計所得金額はまだ確定していないので、見積金額で推定計算せざるを得ない。この年間合計所得金額が1,000万円前後になると予想される場合には、「配偶者特別控除」の適用を受けるべきかどうかの判断は難しくなる。配偶者の合計所得金額についても、正確な金額の事前把握は困

難を伴うであろう。

また、年末調整を受ける場合に給与支払者に提出する申告書には、結婚しているのか、子供は何人いるのか、身内に障害者はいらぬのか、どんな保険に入っているのか、いくら借金をして家を建てたかなどについて記載して、給与支払者に提出しなければならないので、年末調整では、プライバシー保護の問題も指摘されている⁽⁴⁸⁾。

酒井克彦も懸念を示したように、障害者控除を受ける場合には納税義務者自身又は親族の精神・心身の障害の程度、寡婦控除の適用に際しては離婚又は死別の離別原因情報等を給与支払者に通知する必要があるため、これらのプライバシーを給与支払者に知られたくない理由で通知を躊躇し、本来の控除を受けていない給与所得者がいるとすれば問題である。一般に、このような情報を知り得る立場として公務員等には守秘義務が課されているが、給与支払者に対しても秘密漏洩上の法的規制が施されるべきである⁽⁴⁹⁾。

V 結論的提言

1. 選択的確定申告制度（源泉徴収・年末無調整制度）の導入

(1) 確定申告又は年末調整の選択

大多数の給与所得者に対する所得税では、源泉徴収を経て、年末調整における精算をもって租税法律関係は終了するが、年末調整時には給与所得者の個人情報及び未確定データによる見積金額に基づいて納税せざるを得ない。年末調整は、未確定データの使用に対する不確実性やプライバシー保護の観点から、廃止を含めた見直しが必要であろう。

給与所得者の副業・兼業のほかにも、雇用関係によらない働き方（フリーランス、フリーワーカー、スポットワーカー）等、「個人の働き方」も急速に変容し、個人の所得稼得活動は社会的・経済的環境の変遷とともに多様化している。パート社員のような非正規雇用が増大している現況を斟酌した場合、1年のうちに職を転々とする者について、年末調整が可能になるように

源泉徴収票を作成して引き継がせ、12月末に雇っていた使用者（給与支払者）が、その受給者（給与所得者）について常に年末調整の義務を負うというのは、あまり合理的な制度とは言えない⁽⁵⁰⁾。

昭和24年の『シャープ勧告』が提案していたように、所得税の徴収便宜性・高い租税捕捉率の確保のためには「源泉徴収制度」を存続した上で、給与所得者の納税者意識を喚起するために年末調整を廃止し、「源泉徴収・年末調整併用」から年末無調整による「源泉徴収・確定申告併用」の枠組みに変更される必要があるのかもしれない。憲法30条「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」という納税義務を果たすためにも、納税義務者として主体的に自己の課税所得・税額等を計算・申告できる「確定申告」を給与所得者の権利として認めるべきである。税制の民主化・簡素化のためには、「税務無関心層」とみなされている給与所得者にも納税者権（taxpayer's right）の行使手段として申告納税の普及が促進されるべきであろう。

しかし、申告納税の必要性を標榜する意見がある一方で、給与所得者に対して現在以上に広範に確定申告の機会を与える必要はないと主張する意見もある。その主な理由は、申告納税制度の導入により税務行政コストが増加する問題である。また、中里実が指摘したように、米国で採用されている申告納税制度において納税義務者の負担が重過ぎるので、連邦議会において見直そうとする動きがあった⁽⁵¹⁾。

申告納税の導入を推奨する論者は、反対者が税務署のコストを過大視しすぎており、財政民主主義の価値を理解していないと主張し、他方で、申告納税に反対する論者は、執行コストを軽視しており、課税方式と民主主義を強く結びつけ過ぎてしていると反論する。このような両者の考え方は、平行線を辿っている⁽⁵²⁾。

わが国の政府税制調査会が平成14年（2002年）6月14日に小泉純一郎内閣総理大臣に答申した「あるべき税制の構築に向けた基本方針」において、「納税者の信頼確保に向けた基盤整備」の一つとしての源泉徴収・年末調整を次の

ように論及していた⁽⁵³⁾。

「所得税は、納税者自らが税額を確定して自主的に申告・納付する申告納税制度を基本としている。給与等に係る税額の納付については、源泉徴収及び年末調整が実施されている。年末調整では政策的な控除をも含めて税額の精算が行われるため、一般の給与所得者は基本的に確定申告を要しない。

源泉徴収及び年末調整は、適正かつ確実な課税の担保、納税者の手続きの簡便化等の観点から今後とも基本的に存置させるべきである。しかし、給与所得者が自ら確定申告を行うことは、社会共通の費用を分かち合っていく意識を高める観点から見れば重要である。電子申告をはじめとする申告手続簡便化の環境整備など、税務執行面にも配慮しつつ、これを拡充する方策について引き続き検討する必要がある。」

上記答申の長期的展望としては、申告手続簡便化の環境が整備され、徴税コストを抑えることができるならば、給与所得者に確定申告を拡大させる可能性が示唆されている。

現在、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを使ってスマートフォンやパソコンによりe-Taxで確定申告することができる。「マイナポータル連携」で医療費控除・雑損控除、住宅借入金等特別控除などの所得控除・税額控除等の証明書データを取得し、自動入力できるので、給与所得者にとっては事務作業が大幅に省略できる。例えば、生命保険会社等と「マイナポータル連携」を利用すれば、生命保険控除証明書のデータはマイナポータルに自動的に格納され、年末調整や確定申告のシステムにダウンロードすれば、控除額は自動的に計算されるので、誤記入・計算ミスがなくなる。

所得税納税者の多くを占める給与所得者自らが実際に確定申告書に向かい合い、納税額を計算することになれば、大多数の国民（納税義務者）が所得税の仕組みを知ることができ、その結果として、直接的には所得税（又は租税制度全般）への関心・納税意識、間接的には選挙意識・政治参加を高めることに結びつくであろう。

電子申告は、「国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資すること」を立法趣旨として、平成14年(2002年)12月13日に公布された「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」(平成14年法律第151号)に基づいて平成16年(2004年)度から開始された。導入当初では、開始手続きの煩雑さやセキュリティ面の懸念などから申告件数は伸び悩んでいたが、電子申告の普及に向けて(イ)医療費の領収書、給与所得者の源泉徴収等について、その記載内容を入力して送信することにより別途提出が不要となり、(ロ)税理士等が代理で申告する場合、納税者本人の電子証明が不要となるなどの取組みを行った結果、平成19年(2007年)から申告件数は飛躍的に伸びている。

また、平成19年(2007年)から平成22年(2010年)のいずれかの年分の確定申告において電子申告した場合には、所得税額から「電子証明書等特別控除」として5,000円の控除を受けることができた(措法41の19の5)。このような電子申告のインセンティブ措置の導入も、申告件数の増加に貢献している。

しかしながら、給与支払者の年末調整を廃止し、給与所得者に対して確定申告を強制する急激な制度変換であれば、給与所得者・課税庁の事務負担は一挙に増加し、混乱を来す可能性がある。全面的に「源泉徴収・確定申告併用」に転換するのではなく、給与所得者の任意によって確定申告を選択できる制度が導入されるべきであろう。すなわち、「源泉徴収」と「年末調整」によって給与所得者が納税関係を完了するのではなく、給与所得者自らが自己の都合により「年末調整」の採否を自主的に決めることができる「選択的年末調整制度」(あるいは「選択的確定申告制度」)の導入を提案する⁽⁵⁴⁾。

言葉を換えれば、税金の徴収方法である「源泉徴収」と所得税の精算手段である「年末調整」を区分し、給与所得者が源泉徴収義務者にあらかじめ「年末調整不要」の意思表示を選択・通知することによって、自己の課税所得・税額を主体的に計算・申告し、直接的に納税できる「選択的確定申告制度」(源泉徴収・年末無調整制

度)が構築されるべきであろう。

ドイツにおいては、申請によって「給与等の支払者による年末調整」を受けずに「課税庁による年末調整」又は「課税庁の賦課決定」を受ける選択が給与所得者に容認されている⁽⁵⁵⁾。

所得税の徴収便宜・高い租税捕捉率確保を図るためには「源泉徴収制度」の存続は止むを得ないにしても、給与所得者が納税義務者として自己の所得税を自主的に申告できる「確定申告制度」の活用は民主的税制のために選択できるようにすべきであろう。給与所得者による選択的確定申告(選択的年末調整)が導入されると想定した場合、現行法下で確定申告義務を免れている大多数の給与所得者には、確定申告を通して主体的に所得税額を計算・申告することにより納税意識が高まるとともに、徴収義務・年末調整義務・納税義務を無償で負っている給与支払者には、年末調整事務は大幅に軽減されることが期待される。

(2) 確定申告の促進策

給与所得者(納税義務者)による確定申告及び給与支払者(源泉徴収義務者)による源泉徴収・年末調整の事務処理は、コンピュータの普及、会計ソフトの改良、AI(人工知能)のようなテクノロジーの発達等によって、格段に自動化・簡素化されている。課税庁側も、最新の事務処理機器・AI等の導入及びマイナンバーカードの利用等によって税務行政コスト・事務処理量を大幅に削減できるはずである。

平成25年(2013年)5月31日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)(以下、「番号法」と略す)は、複数の行政機関等に存する個人情報と同一個人情報である確認を行うことにより、行政運営の効率性・利便性・透明性を高め、国民に対する公正な給付と負担を実現することを立法趣旨としている(「番号法」1)⁽⁵⁶⁾。例えば、事業者(給与支払者)は、「個人番号関係事務実施者」として従業員(正社員・契約社員・派遣社員・パート・アルバイト等)・役員等や地主・税理士等の「個人番号」を利用して源泉徴収票作成事務・支払調

書作成事務等（「個人番号関係事務」）を行い、当該書類等を税務署に提出しなければならない。その際、「個人番号関係事務」を処理するために必要がある場合に限り、「個人番号」の提供を求めることができる（「番号法」14①）。

この納税者番号制度は、申告納税制度を支える制度として極めて有効的・能率的である。税務行政の効率化、税務手続きの簡素化による事務負担軽減等が期待されるとともに、所得の正確な把握と名寄せが可能となり、公平な課税の実現可能性は高まる。税務行政の機械化が進み、納税者番号制度が十分に活用されるならば、給与所得者が申告納税制度を利用できる環境は整備されたと言っても過言ではない。

給与所得者も社会共通の費用を分かち合う意識を高める観点から、申告納税を自発的に行使させる必要性が要請されるが、確定申告推進のインセンティブ措置の導入も検討されるべきである。給与所得者の確定申告を促進するためには、平成19年に導入された「電子証明書等特別控除」を参考にして、「確定申告特別控除」を設けることが考えられる。すなわち、導入直後の5年間（あるいは無期限）のいずれかの年分の確定申告において給与所得者が申告納税する場合、5,000円（又はそれ以上の金額）の税額控除を受ける税務措置が講じられるべきであろう。

(3) 年末調整交付金の支給

現在では、パソコンの普及により給与ソフトが導入されるならば、給与支払者は給与計算を簡単かつ迅速に行えるようになった。ただし、ソフト購入費、データ入力作業・確認業務に伴う人件費等の金銭的負担や時間的負担を被ることになる。年末調整処理を会計事務所等に依頼している中小法人・中小事業者も多く、その費用は給与支払者（中小法人・中小事業者）が負担することになる。

前述したように、給与支払者は、本来の納税義務者でないものにもかかわらず、「公義務説」に従って徴税義務・年末調整義務・納税義務を負わされている。本来、年末調整は税務署の業務であり、給与支払者は税務署の業務を代

わりに行っているに過ぎない。年末調整の本質は、給与所得者の納税義務の問題である⁽⁵⁷⁾。

戦前の源泉賦課制度下においては、「国の機関代行説」に基づいて当該手数料は源泉徴収義務者に国より支払われていたが、戦後においてGHQの指導により取止めとなっている⁽⁵⁸⁾。

源泉賦課制度の下では、源泉徴収義務者に対し「徴収交付金」として納税者一人につき10銭（令和6年11月現在、おおよそ500円）が支給され、支払調書の作成についても「支払調書交付金」として調書一件につき5厘（令和6年11月現在、おおよそ125円）が支給されていた。昭和19年の税制改正により、徴収交付金は納税者一人につき20銭、支払調書については一件につき10厘に上げられている⁽⁵⁹⁾。

給与支払者の立場を「公義務税」ではなく「国の機関代行説」に基づいて徴収機関の地位を有すると考えると、年末調整の事務処理には、事務手続きの費用に対して「年末調整交付金」を支払うべきである。ただし、国が金銭により支給する手続きは行政事務量・時間を要するので、「年末調整交付金」を支給する代わりに、源泉徴収義務者に対し「税額控除」として減税する方が簡便である。

また、選別的申告納税制を導入した場合、時間的・金銭的負担を伴う年末調整を行わないような圧力が給与支払者から給与所得者にかかる予想される⁽⁶⁰⁾。

そのような弊害を防ぐためにも、給与支払者に対して「年末調整交付金」の支給、実務上は「税額控除」による精算を行う方が良いと思われる。働き方の変容・事務処理機器の進展等に対応できるように、租税制度のスクラップ・アンド・ビルドが必要である。

2. 租税教育の義務教育化と税法条文の平明化

(1) 租税教育の義務教育化

選択的確定申告制度を導入した場合、給与所得者であっても最低限の所得税法の基礎知識を習得し、納税義務者として租税法令を遵守する意識を高める必要がある。適正・公平な課税を実現するためには、課税庁側の努力だけではな

く、納税義務者側の納税意識・法令遵守も要求される。しかも、納税は憲法に定められた国民の義務の一つであり、納税義務者にとって租税法の遵守は社会の一員として果たすべき基本的責務である。高い納税意識・適切な納税者権利及び租税法の適正な順守を涵養するためには、義務教育期間中に「租税教育」(tax education)を施す政策が国家レベルで講じられるべきであろう⁽⁶¹⁾。

全国の税理士会や税務署は、学校教育の一環として租税教室を開催し、学校児童・生徒に税金の意義・役割などの理解を深める努力を行っている。義務教育期間中に税金について関心を持つことができるならば、将来の給与所得者として自主的な申告納税の意識が根付いていくのではなかろうか。そのためには、義務教育の授業に相応しいテキストあるいはパンフレットの開発が必要である。

この開発は、国税庁というよりも、文部科学省の課題である。国税庁と文科省が合同プロジェクト・チームを設置し、租税教育制度を真剣に検討する時期に入ったのではなかろうか。最低限の租税教育として、給与所得に関連する税務事項について確定申告書を完成できる知識を習得できるようにしなければならない。

(2) 税法条文の平明化

わが国の税法には、「一読して難解、再読して誤解、三読して不可解、四読して曲解、五読しても無理解」に終わる条文が多いと言われている。専門家である税理士にとっても正確に結論を導き出すことが難しいケースもある。難解・不備・不明瞭な条文に遭遇した場合に、課税庁側がどのような判断を示すかが分からないならば、納税義務者・源泉徴収義務者は安心して税務処理を行うことができない。税務上の取扱いが判然としない状況下では、課税における「予測可能性」及び「法的安定性」は担保されない。専門家にしか解読できない悪文の宝庫と揶揄されている租税法の条文は、立法者・作成者が極度な専門性・特殊性を重視したあまりに、一般国民の理解可能性に対する配慮を欠いた独断的な文章に陥ったと言わざるを得ない。租税に関

する法令・解釈通達は国民全体に寄与すべき社会的インフラであり、納税義務が国民(納税者)の義務の一つである限り、税法等の条文は一般的な国民に共有され、理解可能でなければならない⁽⁶²⁾。

要するに、納税義務者が的確な解釈判断を行うことに困難を伴う条文では、「租税法主義」の意義は薄れてしまうので、義務教育を終了した人ならば誰でも理解ができるように、①条文中の括弧書きを整理する、②文章を短くする、③数式を使う、④例を設けるといった工夫をすることにより、明瞭な日本語にすることが必要である⁽⁶³⁾。

租税に関する法令条文の作成・改正に当たっては、外部の校閲チーム(たとえば、租税法の教授や作家から構成される校閲機関)が関与し、一般国民が解読できるように平明・簡潔かつ理解可能な文章に改正されていくべきである。

注

- (1) 上林敬次郎『所得税法講義』松江税務調査會、明治34年、15頁。
- (2) 武田昌輔『立法趣旨 法人税法の解釈〔五訂版〕』財經詳報社、平成5年、2頁。
- (3) 上林・前掲注(1)、41-42頁。
- (4) 堀口和哉「明治三二年の所得税法改正の立法的沿革」『税大論叢』第28号、1997年、6頁。
- (5) 金子宏『租税法』弘文堂、昭和51年、46頁。
金子宏「わが国の所得税と源泉徴収制度 — その意義と沿革 —」『日税研論集』第15号、平成3年、6頁。
- (6) 金子宏『租税法〔第20版〕』弘文堂、2015年、48頁。
- (7) 金子・前掲注(5)『租税法』、53頁。
金子宏「給与所得と課税 — 沿革と問題点 —」『日税研論集』第57号、2006年、15頁。
- (8) 金子・前掲注(5)『租税法』、53頁。
金子宏『所得課税の法と政策』有斐閣、1996年、16-17頁。
- (9) 金子・前掲注(8)『所得課税の法と政策』、19頁。
- (10) 金子宏『税務の基礎知識』全国地方銀行協会、昭和51年、27頁。
- (11) 金子・前掲注(5)『租税法』、54頁。
- (12) 金子・前掲注(5)『租税法』、54頁。

- 金子・前掲注 (5) 「わが国の所得税と源泉徴収制度 — その意義と沿革 —」、22-23 頁。
- (13) 小林長谷男=雪岡重喜=田中卯一『源泉課税』賢文館、昭和 16 年、7 頁。
- (14) 武田昌輔『近代税制の沿革 — その意義と沿革 —』ぎょうせい、昭和 58 年、121 頁。
金子 宏「給与所得と課税 — 沿革と問題点 —」『日税研論集』第 57 号、2006 年、21-22 頁。
- (15) 菊谷正人「所得税法における雑所得の所得区分に関する問題点」『経営志林』第 61 巻第 2 号、2024 年、34 頁。
- (16) 金子・前掲注 (14)、29 頁。
- (17) 加藤義幸「源泉徴収を巡る諸問題」『税法学』第 558 号、平成 19 年、50 頁。
- (18) 金子・前掲注 (7) 「給与所得と課税 — 沿革と問題点 —」、33 頁。
- (19) 菊谷正人『税制革命』税務経理協会、平成 20 年、25 頁。
- (20) 菊谷・前掲注 (15)、34 頁。
- (21) Soup Mission, *Report on Japanese Taxation by the Soup Mission Appendix D*, 1949, Section C・2・b・(4) ~ (6).
- (22) 「自動確定方式」については、原則として、その成立と同時に特別の手続きを要しないで、法律上当然に納付すべき税額を確定するという構成が採られており、確定手続きそのものが不要である。したがって、この方式は「税額の確定方式」ではなく、「国税の徴収方式」又は「国税の納付方式」たる性格を有するものであり、「税額の確定方式」たる申告納税方式及び賦課課税方式と並列に規定するのは適当でないとの見解もある（志場喜徳郎=荒井 勇=山下元利=茂申俊『国税通則法精解』大蔵財務協会、平成 19 年、246 頁）。
- (23) 田中 治「給与所得課税の論点」『税研』第 79 号、平成 10 年、50 頁。
- (24) 金子・前掲注 (5) 『租税法』、386 頁。
- (25) 堺澤 良「源泉徴収制度の基本的構造と関係当事者の救済」『税務大学校論叢』第 10 号、1976 年、79 頁。
- (26) 「租税特別措置法」第 41 条の 2 の 2 の規定では、住宅借入金等特別控除を受ける場合、居住の用に供した日の属する年の翌年以降についての控除は、確定申告ではなく、年末調整により行うことができる。
- (27) 松沢 智『新版 租税法実体法（補正第 2 版）— 法人税法解釈の基本原則 —』中央経済社、平成 17 年、380 頁。
- (28) 最高裁判所昭和 37 年 2 月 28 日判示『刑集』第 16 巻第 2 号、212 頁。
- (29) 源泉徴収義務者（給与支払者）は、徴収した所得税額を国に納付するまでの間、その金員を運用できるので、「利するところ全く無しとはいえない」という見解であるが、当時の利子率（例えば、昭和 41 年 1 月の長期プライムレート：8.4%）と比較して、現在の超低金利（例えば、令和 6 年 10 月の長期プライムレート：1・75%）の時代では、これらの指摘は当てはまらないであろう。
- (30) 金子・前掲注 (5) 『租税法』、387 頁。
- (31)・(32) 最高裁判所判示・前掲注 (28)、212 頁。
- (33) 金子・前掲注 (5) 『租税法』、387 頁。
- (34) 羽生健志「源泉徴収制度 — 給与所得者の権利救済を中心として —」北野弘久編『判例研究 日本税法大系 4』学陽書房、昭和 55 年、86 頁。
- (35) 畠山武道「源泉徴収制度の法律関係・争訟手続」『日税研論集』第 15 号、平成 3 年、251 頁。
- (36) 茂木繁一「所得税の源泉徴収をめぐる法律関係について」『税務大学校論叢』第 5 号、1972 年、127 頁。
- (37) 羽生・前掲注 (34)、86 頁。
- (38) 最高裁判所判示・前掲注 (28)、212 頁。
- (39) 最高裁判所昭和 45 年 12 月 24 日判決『民集』第 24 巻第 13 号、2243 頁。
- (40) 北野弘久『税法学の基本問題』成文堂、昭和 59 年、276 頁。
- (41) J.A.Kay and M.A.King, *The British Tax System Fourth Edition*, Oxford University Press, 1986, p.35.
英国では、ナポレオン戦争（英仏戦争）の戦費調達のために 1799 年 1 月にピット内閣により所得税制が世界で初めて新設・施行された。戦争の停戦時の 1802 年に所得課税は廃止されたが、戦争再開の 1803 年に再導入され、その際に「分類所得税制」（scholar system）とともに「源泉徴収」（withholding of tax）も採用されている。ナポレオン戦争後の 1816 年には所得税は廃止されていたが、1842 年にピール内閣により「ピール経済改革」（Peel's economic reforms）の一環として再び導入され、今日に至っている（菊谷・前掲注 (19)、21 頁）。
- (42) 松沢・前掲注 (27)、377-339 頁。
- (43) 菊谷・前掲注 (19)、31 頁。

- (44) J.A.Kay and M.A.King, *op.cit.* (41), p.35.
- (45) 酒井翔子『現代英国税制』税務経理協会、平成30年、33-35頁。
- (46) 松沢・前掲注(27)、377-379頁。
岩崎政明「イギリスの源泉徴収制度 — PAYE 制度を中心として —」『税研』第153号、平成22年。
- (47) 田中 治「申告納税制度と租税行政手続」『租税法研究』第22号、1994年、17頁。
田中・前掲注(23)、50頁。
- (48) 渡辺徹也「申告納税・源泉徴収・年末調整と給与所得」『日税研論集』第57号、2006年、142頁。
- (49) 酒井克彦「申告納税制度の意義と展望(下) — 所得税の確定手続を巡る諸問題 —」『月刊税務事例』第41号、2009年、62-63頁。
扶養控除等申告書・配偶者特別控除申告書及び保険料控除申告書は、給与支払者を經由して税務署長に提出しなければならないが、実際には給与支払者が受理した時点で税務署長に提出されたものとみなされるので、これらの申告書は給与所得者の退職後であっても給与支払者が保管することになり、その後の管理について給与所得者は知る由もない(酒井克彦、同上稿、62頁)。
- (50) 佐藤英明「日本における源泉徴収制度」『税研』第153号、平成22年、27頁。
- (51) 中里 実「アメリカにおける給与所得課税」『日税研論集』第57号、2006年、190頁。
- (52) 増井良啓「税務執行の理論」『フィナンシャル・レビュー』第65号、2002年、181頁。
- (53) 政府税制調査会「あるべき税制の構築に向けた基本方針」平成14年、20頁。
- (54) 給与所得者が年末調整の選択性により申告納税制度を導入すべきであるという意見は、下記論稿においても提案されていた。
金子 宏「民主的税制と申告納税制度」『税研』第76号、平成9年、48頁。
渡辺・前掲注(48)、141頁。
酒井・前掲注(49)、64頁。
- (55) 北野弘久『税法学原論〔第六版〕』青林書院、2007年、332頁。
西山由美「ドイツにおける源泉徴収制度 — 賃金税徴収手続の現代化」『税研』第153号、平成22年、60頁。
- (56) 菊谷正人『『番号法』創設に伴う税務処理の課題』『租税実務研究』第4号、平成27年、4頁。
- (57) 松沢 智『租税手続法 — 租税正義実現のために —』中央経済社、平成9年、170頁。
- (58) 平田敬一郎=忠 佐市=泉 美之松『昭和税制の回顧と展望<上巻>』大蔵財務協会、昭和54年、84頁。
- (59) 小林博志「源泉徴収の手続」『日税研論集』第25号、1994年、289頁。
- (60) 佐藤・前掲注(50)、27頁。
- (61) 菊谷正人『税制革命〔改訂版〕』税務経理協会、平成30年、329-320頁。
- (62) 菊谷・前掲注(61)、320-321頁。
- (63) 増井・前掲注(52)、183頁。

